資料５

杉並区産業振興計画改定

答 申 素 案

※「３　各分野における取組について」の≪今後の課題・意見≫欄は、
　案として概要を箇条書きしています。
　最終的には、≪現状とこれまでの取組≫欄と同様に文章として記載します。

令和〇年（〇〇〇〇年）〇月

杉並区産業振興審議会

■ はじめに

区は、令和 3 年（2021 年）10 月に、今後 10 年程度を展望した杉並区が目指すまちの姿として「みどり豊かな住まいのみやこ」を掲げ、「杉並区基本構想」を策定した。この構想においては地域産業分野の取組の方向性として「暮らしや環境と調和した地域産業を育み、にぎわいと活力のあるまちをつくる」を掲げており、その将来像を実現するための分野別計画として、令和 4～12 年度（2022～2030 年度）の 9 か年を計画期間として杉並区産業振興計画の改定を行った。

この杉並区産業振興計画に基づき、「暮らしや環境と調和した地域産業を育み、にぎわいと活力のあるまちをつくる」を計画目標として、産業振興の基盤整備に向けて将来を見据えた 5 つの方針を定め、区と産業関係者が連携・協働しつつ、各種の取組を進めてきた。

令和 4 年度（2022 年度）以降、我が国の経済社会は大きな転換期を迎えている。新型コロナウイルス感染症による抑制された経済状況から社会経済活動の正常化が進み、消費や人の流れは回復基調にある一方で、エネルギー価格や原材料価格の高騰、急激な物価上昇に加え、生産年齢人口の減少を背景とした人手不足の深刻化など、事業活動や区民生活を取り巻く環境は大きく変化している。

一方で、デジタル技術や AI の急速な進展、脱炭素化に向けた取組の拡大、インバウンド需要の回復など、新たな需要や市場の創出につながる動きも生まれており、事業者には変化に対応した経営力の強化や新たな価値創出が求められている。

区では、基本構想で掲げる区が目指すまちの姿の実現に向け、令和 4～12 年度（2022～2030 年度）を計画期間とする「杉並区総合計画」を策定しており、令和 8 年度（2026 年度）には社会経済環境の変化等を踏まえ、令和 9～12 年度（2027～2030 年度）の 4 か年の計画について改定を行うこととなった。これに伴い、杉並区産業振興計画においても、「杉並区総合計画」との整合性を図り、時代に即した計画とするため、同計画年度についての改定を行うこととなった。

これらの経過等を踏まえ、令和 8 年（2026 年）8 月 24 日に杉並区長から本審議会に対し、杉並区産業振興計画の改定に関して、必要な事項を調査審議し、答申するよう諮問された。

本審議会では、計画改定検討部会を設置し、現行の杉並区産業振興計画に基づく取組の状況や令和 7 年度（2025 年度）に区が実施した杉並区産業実態調査により明らかとなった現状と課題等を踏まえ、今後の取組の方向性等について多角的な視点から検討を重ね、次のとおり答申をまとめた。区においては、本答申の内容を十分に踏まえ、杉並区産業振興計画の改定に適切に反映されるとともに、区内産業の持続的な発展と地域経済のさらなる活性化につながることを期待するものである。

■ 杉並区産業振興計画の改定に当たっての意見

杉並区産業振興計画の改定に当たって、区から示された次の基本方針等を踏まえ、本審議会の意見を述べる。

基本方針

○令和 7 年度（2025 年度）に実施した産業実態調査の結果を踏まえ、現行計画の取組成果と課題を明らかにし、社会経済状況の変化等に的確に対応した計画とする。

○「杉並区総合計画」の改定等との整合性を図る。

○人材、産業、文化などの地域資源を有効に活かすことで、域内での生産や消費、雇用等の拡大につなげ、持続可能な地域経済の実現を目指す計画とする。

○都市農業振興基本法に定める地方計画を包含した計画とする。

計画期間

○杉並区総合計画との整合性を図るため、計画期間は令和 9 年度（2027 年度）から令和 12 年度（2030 年度）（総合計画最終年度）までの 4 年間とする。

１　計画目標と改定の視点について

計画目標

杉並区基本構想における地域産業に関する取組の方向性を計画目標とする。

「暮らしや環境と調和した地域産業を育み、にぎわいと活力のあるまちをつくる」

計画改定の視点

近年、物価高騰や人材不足の深刻化、デジタル化の進展、消費行動や働き方の多様化など、地域産業を取り巻く環境は大きく変化している。こうした中、区民生活を支え、地域のにぎわいと活力を創出する区内産業を持続的に発展させていくためには、人材、産業、歴史・文化、地域コミュニティなどの地域資源を最大限に活用し、地域経済の好循環を促していくことが重要である。

そのためには、従来の産業振興の枠組みにとどまらず、事業者をはじめ、地域活動団体、教育機関、福祉関係団体など、多様な主体が連携し、地域に存在する様々なニーズや課題を、新たな仕事や事業、社会的価値の創出につなげていく視点が求められる。

地域課題の解決と経済活動の活性化を両立させることで、区民生活の質の向上と地域産業の持続的な発展を実現していくことが期待される。

また、地域産業の活性化に当たっては、「杉並らしさ」を生かした価値の創出も重要である。地域に根差した商品やサービスに対し、活動の背景にある歴史や文化、人々の想いや地域とのつながりといった「ストーリー」を載せて発信することで、一層の

共感や愛着を育み、消費や交流の拡大、新たな魅力の創出につなげていくことが可能となるものと考える。

以上のことから、本審議会は、今回の計画改定において、次の視点を計画全体に通底する考え方として位置付け、今後区が取り組むべき事項について意見を述べる。

「多様な主体との連携による地域経済循環の促進」

～地域のつながりを力に、活力と豊かさが循環する杉並へ～

２　取組の体系

現計画の体系・方向性を継続するものとし、「勤労者支援」の取組については、これまで【2】就労分野としていたが、勤労者（従業員）に望ましい環境を構築することは事業者の持続的発展につながるものであることから、【1】中小企業分野に移行して整理することが適当と考える。

また、区内の社会経済状況を踏まえて横断的に取り組むべき事項については、新たな項目を設定することが望ましい。

分野	取組の方向性
【1】中小企業	中小企業の経営力強化と創業の促進 勤労者支援の充実
【2】就労	就労支援と多様な働き方の推進
【3】商店街	地域に根ざした商店街の活性化
【4】観光・アニメ	杉並の魅力を生かしたにぎわいの創出
【5】都市農業	多面的な機能を有する都市農業の保全

横断的に取り組むべき事項

【新】地域経済循環	地域経済の好循環の促進

３　各分野における取組について

【1】中小企業分野

≪現状とこれまでの取組≫

令和 4～8 年度（2022～2026 年度）

（※これまで審議会で報告してきた、区が実施してきた取組内容を中心に記載しています）

○中小企業の経営基盤の強化に関する取組

原油価格・物価高騰などの社会情勢の変化に対応できるよう経営基盤の強化を目指し、区では中小企業資金融資あっせんや経営・創業等に関する助言・指導を行うアドバイザー派遣を実施してきた。

また、コロナ禍が続く中、新型コロナウイルス感染症対策特例資金の申込期間を令和 6 年（2024 年）6 月まで延長するとともに、令和 4 年（2022 年）10 月には原油価格・物価高騰等対策特例資金を新設し、両融資に伴う利子補給・信用保証料の全額補助を実施したほか、両融資申請期間中の経営相談窓口相談員を増員するなど、区内事業者の実態に沿った対応を図ってきた。

また、令和 5 年度（2023 年度）には、海外情勢の影響を受けたエネルギー価格の高騰により負担が増加している中小企業を対象に光熱費高騰緊急対策助成の実施、令和 6 年度（2024 年度）には、区の融資あっせん制度により融資を受けている事業者を対象として、借換特例資金融資を実施して返済負担の軽減を図った。

その他、令和 5 年（2023 年）には杉並区プレミアム付商品券事業を実施し、コロナ禍における原油・物価高騰等の影響を受ける中小企業、区内店舗及び区民生活を幅広く支援した。

近年、事業活動や区民生活をはじめ、あらゆる分野においてデジタル化・DX が急速に進展していることから、区では令和 8 年度（2026 年度）から中小企業等デジタル化推進事業助成を開始し、業務効率化や生産性向上、新たな販路開拓等に取り組む事業者に対して資金面での支援を行っている。

「令和 7 年度杉並区産業実態調査」（以下、「産業実態調査」という。）によると、事業所の 3 年前と比べた「売上高」の変化については、2 割強の事業所で増加がみられる一方、3 割強の事業所では減少している。コロナ禍であった令和 2 年度（2020 年度）の調査結果と比較すると、売上高が「減少した」と回答した事業所は 17.3 ポイント低下しているものの、全体としては減少傾向が続いている。

○創業促進に関する取組

区は、創業者への支援として、平成 26 年（2014 年）10 月より産業競争力強化法に定める国の認定を受けた「創業支援等事業計画」に基づき、産業団体や金融機関とともに、創業セミナー、経営・創業相談などの特定創業支援等事業を実施している。この事業による支援を受けた創業者は、登録免許税の軽減等の優遇措置の適用や、中

小企業資金融資あっせん制度において、低利での融資あっせんを受けている。

令和 4 年度（2022 年度）からは、事業所家賃助成、ホームページ等作成助成を行う「創業スタートアップ助成」を開始し、創業当初に必要な経費の一部を支援している。さらに、令和 7 年度（2025 年度）から、創業支援資金融資を申し込む事業者が産業団体に加入している場合、貸付金利を優遇する制度を開始するなど、創業の促進に取り組んでいる。

「2025 年度新規開業実態調査」（日本政策金融公庫 総合研究所）によると、近年の創業は、働き方の多様化やデジタル技術の進展を背景に、副業・兼業としての創業や家事の隙間時間などを活用して行うインターネット等を通じた小規模な事業など、形態が多様化している。開業時の平均従業者数や費用は減少傾向にあり、また、開業者に占める女性の割合は 25.7%と、過去最高水準を更新している。創業時の課題としては、「資金繰り、資金調達」や「顧客・販路の開拓」、「財務・税務・法務に関する知識の不足」の割合が高い。

杉並区においては、特定創業支援等事業を活用した創業者数は、令和 4 年度（2022 年度）は 162 件、令和 7 年度（2025 年度）は 228 件と増加傾向にある。

〇ワーク・ライフ・バランスの実現と勤労者支援に向けた取組

就労ニーズの多様化や生産年齢人口の減少を背景に、人材の確保・定着という観点からも、ワーク・ライフ・バランスの取組が進められている。特に近年は、テレワークの推進や短時間勤務制度の導入、育児休業を取得しやすい環境の整備など、柔軟な働き方を取り入れることが、中小企業の生産性の向上や競争力の強化に結びつくと認識されるようになってきた。

区においては、健康増進やメンタルヘルス等に関するセミナー・イベントなどを実施し勤労者の心とからだの健康づくり支援に取り組むほか、都との共催等により、事業者や勤労者を対象としたワーク・ライフ・バランスセミナーの開催などを通じて、普及啓発や情報提供に取り組んできた。

また、中小企業勤労者の福利厚生の充実を図るため、区は平成 30 年度（2018 年度）から一般財団法人東京広域勤労者サービスセンター「フレンドリーげんき」に対して補助を実施してその運営を支援しているところであるが、区内会員数と事業所数は年々減少傾向にある。

〇産業団体と区との連携による区内産業活性化への取組

産業団体と区との連携による取組として、「すぎなみフェスタ」と同時開催している「産業フェア」や、区内産業情報誌「すぎなみ産」などにより、区内事業者や区内産業の魅力を周知・ＰＲしてきた。

また、平成 25 年度（2013 年度）から産業団体と区が連携して異業種交流会を開催することにより、区内外における事業者間の交流の場を提供している。

≪今後の課題・意見≫

※案として概要を箇条書きで記載しています

（ “課題や現状分析”については〇印、“意見や提言”については●印をつけています ）

【１】人材不足解消に向けた支援

〇-1　生産年齢人口の減少や就業ニーズの多様化に伴い、区内事業者において人材確保・育成が大きな経営課題となっている。

〇-2　特に小規模事業者では、採用活動や人材育成に十分な経営資源を確保することが難しい状況にあることが想定される。

●-1　一層の人材確保や人材育成に向けた支援の充実が必要である。

●-2　就労支援センターや「就職応援ナビすぎなみ」等を活用し、区内事業者と求職者とのマッチングの促進が必要である。

【２】デジタル化の促進に向けた支援

〇-1　区内事業者の多くを占める小規模事業者にとって、業務効率化や生産性向上に向けたデジタル化は重要な経営課題となっている。一方で、デジタル化の必要性や効果に対する認識には事業者間で差がみられる。

●-1　今後は経費助成に加え、デジタル化のメリットに関する普及啓発や、導入前の課題整理や導入計画の策定など伴走型支援を充実させる必要がある。

【３】創業後を見据えた伴走型の創業支援

●-1　創業後の事業継続・成長に向けては、資金調達や販路開拓、経営ノウハウの習得など、創業段階に応じた継続的な伴走型支援が求められる。副業・兼業からの創業など、多様な創業形態への対応も必要である。

●-2　創業支援に当たっては、国や東京都等との役割分担を整理し、必要に応じて関係機関と連携するなど、創業者にとって利用しやすい支援体制を構築する必要がある。

●-3　産業実態調査によると、およそ 3 割の事業者が自分の代での廃業を検討していること、代表者の年齢は 70 歳以上がおよそ 3 割を占めることから、事業承継への支援も求められる。区は事業承継を支援する専門機関との連携を強化し、適切な支援体制を構築する必要がある。また、事業承継の機運を高めていくための啓発活動を行うことも必要である。

【４】ワーク・ライフ・バランスに向けた支援

〇-1　ワーク・ライフ・バランスの実現は、多様な人材が能力を発揮しながら働くことにつながり、従業員の満足度や生産性向上にもつながるものと考えられる。

●-1　区内の小規模事業所では、人材不足や経営資源の制約により、職場環境整備

や人材育成等の取組が進みにくい状況が想定されるため、多様な人材が働きやすい職場環境づくりや人材の確保・定着につながる取組を後押ししていくことが望まれる。

【５】中小企業の環境負荷軽減の取組支援

〇-1　脱炭素社会の実現に向けて、区は「2050 年ゼロカーボンシティ」の実現に向け、区民や事業者と連携した取組を推進している。

〇-2　中小企業においても、省エネルギーや再生可能エネルギーの活用など、環境負荷軽減に向けた取組を進めていくことが求められる。

●-1 脱炭素社会の実現に向けては、区が描く将来像や事業者に期待される役割について分かりやすく示し、環境負荷軽減による経営上のメリットや企業価値向上につながる効果について周知が必要である。

●-2　助成制度や融資制度の活用促進を通じて、省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備の導入を支援していくことが必要である。

【2】就労分野

≪現状とこれまでの取組≫

令和 4～8 年度（2022～2026 年度）

（※これまで審議会で報告してきた、区が実施してきた取組内容を中心に記載しています）

〇就労支援センターにおける就労支援に関する取組

「就労支援センター」では、平成 24 年度（2012 年度）の開設以来、区と厚生労働省東京労働局、新宿公共職業安定所（ハローワーク新宿）が雇用・産業施策等を一体的に実施するとともに、福祉関係部署とも連携し、幅広い世代の求職者へ伴走型の支援を行っている。

相談窓口（就労準備相談・心としごとの相談・親と子の就労相談）の設置や生活自立支援窓口「くらしのサポートステーション」との連携、パソコンを使った応募書類作成コーナーの設置など、就労支援センターの機能を充実させてきた。令和 7 年度（2025 年度）には、ホームページに加えて就労支援センターの Instagram の運用を開始し、就労支援事業やイベントの情報発信の強化を行っている。

就労準備相談等の件数は、令和 4 年度（2022 年度）の 1,294 件から令和 7 年度（2025 年度）の 1,797 件と増加傾向にあり、就労支援センターの利用により就職に至った件数についても、495 件から 601 件と増加している。近年は、50 歳代や 60 歳代などシニア層の就労希望者が増加傾向にある。

また、就職準備セミナーを年間を通じて実施しており、令和 7 年度（2025 年度）は 140 回開催している。

〇区内事業者と求職者とのマッチングに関する取組

労働力人口の減少が進む中、事業者にとって人材の確保・定着は、持続的な事業運営における重要な課題となっている。とりわけ、介護、障害者支援、保育などの医療・福祉分野は、地域住民の生活を支える不可欠な産業である一方、業務負担の大きさや職業イメージ等の影響もあり、人材確保が困難な状況が続いている。

区では、中野区やハローワーク新宿と連携し、介護、障害者支援、保育分野の合同就職相談・面接会を実施している。その他の業種についても、区内事業者のミニ面接会やツアー型面接を実施し、人材を必要としている区内事業者と求職者をつなげてきた。

また、求人情報サイト「就職応援ナビすぎなみ」では、区内事業者の求人情報を掲載し、検索機能の改修等、利便性向上につなげる見直しを行いながら、区内事業者と求職者とのマッチング支援に取り組んでいる。

≪今後の課題・意見≫

※案として概要を箇条書きで記載しています

（ “課題や現状分析”については〇印、“意見や提言”については●印をつけています ）

【１】誰もが能力を発揮できる就労に向けた支援

〇-1　就労支援センターの利用者は増加しており、多様な課題を抱える方への伴走型支援によって就職につながる成果がみられる。心身の不調や生活課題、育児・介護との両立など、就労に関する課題やニーズは多様化している。

●-1　誰もが能力や意欲を発揮し、安心して働き続けられるよう、関係機関と連携したきめ細かな就労支援を継続・充実していく必要がある。

【２】区内事業者と求職者とのマッチングによる人材不足の解消に向けて

●-1　人材を必要とする区内事業者と職住近接を希望する求職者等とのマッチングを一層促進していくことが求められる。

●-2　ハローワークや近隣自治体と連携し、面接会や企業説明会等を通じた求職者と事業者との接点づくりを強化する必要がある。

●-3　「就職応援ナビすぎなみ」の利便性向上や活用促進を図り、区内事業者の採用支援につなげていくことが望まれる。

【3】商店街分野

≪現状とこれまでの取組≫

令和 4～8 年度（2022～2026 年度）

（※これまで審議会で報告してきた、区が実施してきた取組内容を中心に記載しています）

○地域活性化の核となる商店街づくりに関する取組

区では、「商店街チャレンジ戦略支援事業」や地域団体との連携による「地域連携型商店街事業」等により、まちのにぎわいに資する商店街のイベント事業を支援してきた。令和 6 年度（2024 年度）には、コロナ禍や物価高騰により大きな影響を受けた商店街のにぎわいを取り戻すため、希望によりアドバイザー等を派遣し、イベント創設等の支援を行う「商店街トライアル事業」を新設した。

商店街イベント事業への支援は、コロナ禍以前は年間 100 件程度であったが、令和 7 年度（2025 年度）のイベント事業への支援は 90 件となっている。コロナ禍によるイベントの中止の影響に加えて、高齢化・担い手不足の影響により減少傾向にある。

杉並区区民意向調査によると、「商店街のイベントに参加したことのある区民の割合」は令和 4 年度（2022 年度）は 33.7%、令和 7 年度（2025 年度）は 41.9%と増加傾向にある。

一方で、令和 7 年度（2025 年度）産業実態調査の一環で実施した区民意識調査（以下、「区民意識調査」という。）によると、区内商店街の利用頻度について、「週に 1 回以上」利用している割合は 48.5%であり、令和 2 年度（2020 年度）調査と比較すると、7 ポイント減少している。

○商店街の経営力・組織力強化に関する取組

区では、平成 16 年度（2004 年度）から中小企業診断士や消費生活アドバイザーなど幅広い分野の知見を持つ専門家を商店街に派遣する「商店街アドバイザー派遣事業」を実施している。また、令和 7 年度（2025 年度）からは商店街のキャッシュレス化の推進を図るために、商店街が独自にポイント還元率やポイント付与上限等を決定して実施する「キャッシュレスポイント還元事業」と、来街者の増加を促進するための取組として、ＳＮＳで商店街をＰＲする「ショート動画事業」を開始して支援を行っている。

商店街を取り巻く環境は、大型店の進出やチェーン店の増加のほか、インターネットショッピングやキャッシュレス決済の普及などにより大きく変化している。

商店街数は平成 27 年度（2015 年度）以降 130 程度で推移してきたが、令和 7 年度（2025 年度）時点では 121 に減少している。区内商店街を対象とした「令和 7 年度『杉並区の商店街の現状』アンケート調査」によると、商店街役員の約 7 割が 60 歳以上と役員の高齢化が進んでおり、商店街が抱えている主な問題点としては、「役員の後継者不足」が 8 割以上と突出している。商店街の景況については、「繁栄している」が 15.8%、「衰退している」が 47.4%となっており、特に駅周辺以外の立地環境にある商店街は衰退している割合が高くなっている。

〇安全・安心な生活拠点としての商店街づくりに関する取組

商店街は、区民の日常的な買い物の場であるとともに、地域住民の交流や安心・安全なまちづくりを支える生活拠点である。

区は、平成 16 年度（2004 年度）から商店街の防犯カメラの設置等に対して補助を開始し、令和 7 年度（2025 年度）末までに累計 712 台の防犯カメラが設置され、地域の防犯対策に寄与してきた。今後、防犯カメラについては、耐用年数の経過による更新へのニーズが増える見込である。

また、環境に配慮した商店街づくりとして、区は、平成 21 年度（2009 年度）から装飾灯のＬＥＤ化整備への補助を開始し、令和 7 年度（2025 年度）末現在でＬＥＤ化された装飾灯は累計 3,538 本、ＬＥＤ化率は 99.2%となった。令和 5 年度（2023 年度）からは、耐用年数を経過した LED 装飾灯のランプ交換に要する経費についても補助対象とし、全額補助を行っている。

≪今後の課題・意見≫

※案として概要を箇条書きで記載しています

（ “課題や現状分析”については〇印、“意見や提言”については●印をつけています ）

【１】地域ににぎわいをもたらす商店街づくり

〇-1　商店街は区民の買い物の場であるとともに、地域の魅力を支える重要な観光資源でもある。

〇-2　個店や商店街全体の魅力向上を図り、来街者の増加や消費促進を通じて地域経済の活性化につなげることが望まれる。

●-1　一方、立地環境や会員数など商店街がおかれている状況は様々であり、活動力が低下している商店街も存在することから、商店街の実情に応じた支援やアウトリーチ型支援など、多様なニーズを踏まえた支援を検討する必要がある。

【２】商店街の後継者不足や組織運営の強化への対応

〇-1　商店街役員の高齢化や後継者不足への対応が課題となっている。

●-1　商店街活動の意義や加入メリットの発信を強化し、創業者の加入促進や若手事業者など多様な担い手が参加しやすい環境づくりを進めるなど、人材確保に向けて取り組む必要がある。

●-2　組織運営の強化に向けては、デジタル技術の活用による運営の効率化や情報発信の強化など、商店街の実情に合わせた伴走型の支援を実施し、持続的な運営に向けて支援していく必要がある。

【３】快適に買い物ができる商店街の環境整備

〇-1　防犯カメラやアーケードなど商店街施設の整備・更新を進め、安全・安心な商店街環境を維持することが重要である。

〇-2　高齢者や障害者、小さな子ども連れの方など、多様な利用者に配慮した環境

づくりが求められる。

●-1　ＬＥＤ装飾灯等の維持管理を含め、環境に配慮した商店街づくりへの支援を継続する必要がある。

【４】商店街の公益的役割に係る支援

○-1　商店街は地域コミュニティを支える重要な地域インフラであり、防災・防犯や子ども・高齢者等の見守りなど地域課題の解決に向けた公益的な役割を担っている。

●-1　地域課題が複雑化する中、地域住民や学生、地域団体など新たな担い手との連携を進め、地域に必要とされる商店街の役割を再構築していく必要がある。

●-2　商店街が地域コミュニティの核としての役割を継続できるよう、支援の充実を図る必要がある。

【4】観光・アニメ分野

≪現状とこれまでの取組≫

令和 4～8 年度（2022～2026 年度）

（※これまで審議会で報告してきた、区が実施してきた取組内容を中心に記載しています）

○産業団体等との協働・連携による魅力発信に関する取組

令和 7 年（2025 年）実施の東京都観光客等実態調査によると、東京都への外国人旅行者数は 2,865 万人を超え、前年から 15%以上増加しており、今後もインバウンド需要の拡大が見込まれる。また、近年は SNS やデジタル技術の進展により、地域の魅力を発信する手法や媒体も多様化している。

このような地域を取り巻く社会変化に柔軟に対応するため、区では、平成 25 年度（2013 年度）から、区内産業団体、企業、NPO、区等が協働して「中央線あるあるプロジェクト」を実施し、JR 中央線 4 駅（高円寺、阿佐ヶ谷、荻窪、西荻窪）周辺を中心に、杉並区の魅力の発掘や情報発信に取り組んできた。また、民間事業者のノウハウを活用し、区内全域の魅力を更に高めることを目的とした「魅力発信事業」や、区民との協働による「すぎなみ学倶楽部」における情報発信を通じて、地域の魅力発信及び地域連携等に取り組んできた。

そうした取組により、地域内においては一定の連携とネットワーク形成が図られるとともに、地域資源を生かした魅力発信に関するノウハウが蓄積されるなど、協働による観光振興の基盤が形成されてきている。

○杉並らしさを生かした来街者の誘致に関する取組

杉並区は、有名な観光地や大規模商業施設等は少ない一方で、個性的な店舗や商店街、自然、文化・歴史施設、銭湯などが生活圏に数多く点在しており、生活文化と商

業、歴史・文化資源が調和した街並みを特徴としている。

区では、こうした地域特性を生かしながら、杉並の魅力をウェブサイトや SNS 等により国内外へ発信するほか、隣接自治体と連携した区外からの来街者の誘致に取り組んできた。

令和 7 年度（2025 年度）産業実態調査の一環として実施した「来街者ヒアリング調査」（街頭調査）及び区外居住者を対象とした「来街者アンケート調査」（モニター調査）によると、来街者の 7 割強が区民であり、区外からの来街者をみると東京都内からの来街者が 7 割以上を占めていたことから、現在の杉並区への来街は、日常生活圏を中心としたマイクロツーリズムの傾向が強いことがうかがえる。

一方、同調査によると、来街者の滞在時間や消費金額は比較的低い水準にとどまっており、各地に存在する多様な地域資源をつなぐ面的な回遊は十分とはいえない状況にある。

〇アニメを活用した事業に関する取組

杉並アニメーションミュージアムは、日本のアニメの歴史などアニメ全般を総合的に紹介する施設として、企画・展示及び情報発信の充実や多言語化などに取り組み、令和 7 年度（2025 年度）には開館 20 周年を迎え、総来館者数が 100 万人に到達した。

また、アニメ制作会社の集積地であるという地域特性を生かし、中野区・豊島区及び各区の産業団体と連携し、「アニメ・マンガフェス」をはじめとするイベントの実施や広域的な情報発信に取り組んでいる。さらに、区内に集積するアニメ制作会社との連携を強化し、各種イベントの実施等を通じて「アニメのまち杉並」としての魅力を発信してきた。

平成 18 年（2006 年）に誕生した杉並区公式アニメキャラクター「なみすけ」は、令和８年（2026 年）に誕生 20 周年を迎えた。区民意識調査では認知度が９割を超えており、グッズ販売や SNS 等を通じて杉並区の魅力発信に寄与している。

≪今後の課題・意見≫

※案として概要を箇条書きで記載しています

（ “課題や現状分析”については〇印、“意見や提言”については●印をつけています ）

【１】多様な主体との連携による杉並らしい魅力向上の取組

〇-1　杉並区の観光資源は、歴史・文化や多種多様な業種の集積に加え、地域で暮らし活動する人々やその活動そのものが大きな強みとなっている。こうした多様性を生かし、その魅力を一層高めていくことが重要である。

●-1　多様な主体との連携をさらに促進し、地域ごとの特色を生かした魅力向上やにぎわい創出を進めていく必要がある。

●-2　ＳＮＳ等を活用した情報発信の強化や観光情報サイトの充実を図り、来街促進や回遊性向上につなげることが望まれる。

【２】地域への愛着を育む観光まちづくりの推進

○-1　杉並区への来街者は、区民や近隣自治体住民が多くを占めている。

○-2　来街行動を一過性の消費にとどめず、継続的な来街や回遊を促し、地域の人・文化・暮らしとの接点を重ねることにより、関係人口（継続的に地域と関わる人々）の創出・拡大につなげていく視点が重要である。

●-1　多様な主体による連携と新たな活動の創出を支援し、「何度も訪れたいまち」、「住みたい・住み続けたいまち」の実現につなげていくことが望まれる。

【３】アニメを活用したにぎわい創出の取組

○-1　杉並アニメーションミュージアムは、地域のにぎわいや観光振興につながる重要な地域資源である。

●-1　アニメ制作会社との連携を強化し、地域回遊や区内消費の促進につながる取組を進める必要がある。

●-2　「アニメのまち杉並」のブランド力向上を図るとともに、アニメ産業を杉並区の特徴的な産業として位置づけ、アニメ制作会社が区に求めることについての把握に努めるとともに持続的な発展に向けて人材確保や育成等の支援について検討していくことが求められる。

【5】都市農業分野

≪現状とこれまでの取組≫

令和 4～8 年度（2022～2026 年度）

（※これまで審議会で報告してきた、区が実施してきた取組内容を中心に記載しています）

○都市農地の保全に向けた取組

都市農地は、新鮮な農産物の供給に加え、防災、環境保全、景観形成、農業体験や交流の場の提供など、多面的な機能を有する貴重な地域資源である。

区では、平成 31 年（2019 年）4 月、都市農業振興基本法（平成 27 年（2015 年）4 月施行）に基づく区の地方計画を包含する計画として、杉並区産業振興計画を改定し、同計画に基づいて都市農業の振興施策を実施している。

都市農地の保全を図るため、「杉並区営農活動支援補助制度」により農業者に対して農業経営に必要な施設整備・物品購入等を支援しており、農業者からの意見を踏まえて助成対象の拡充を図りながら、年 30 件程度の補助を実施している。また、自らの創意工夫に基づき、農業経営の改善に意欲的に取り組む農業者を支援する「認定農業者制度」により農業の維持・継続支援を行っており、令和 7 年度（2025 年度）時

点では累計 19 経営体 25 名が認定されている。

あわせて、区内農家の実態やニーズの把握のため、生産緑地を対象とした農地利用状況調査や、農業者を対象とした農業経営実態調査を実施している。

しかしながら、高齢化や後継者不足等により農家数の減少が続いており、平成 27 年度（2015 年）には 150 戸であった区内の農家数は、令和 7 年度（2025 年度）には 119 戸になっており 20.7%減少した。区内の農地面積についても、平成 27 年度（2015 年）には 45.7ha であったが令和 7 年度（2025 年度）には 36.2ha と 20.8%の減となっている。一方、「東京都農作物生産状況調査結果報告書」によると、平成 26 年（2014 年）産の区内農業産出額は 3 億 2300 万円、令和 5 年（2023 年）産は 2 億 8 千万円となっており、農家数や農地面積の減少幅と比較すると、その減少は約 13%にとどまっている。

〇地産地消に向けた取組

区内の農地では、少量多品目の農産物が生産されており、トマト、ダイコン、キャベツなど食卓に身近な野菜のほか花きなど様々な農産物が栽培されている。杉並産農産物は庭先販売が多くなっているが、このほか各種即売会や共同直販所による販売も行われており、区は、農産物直販マップや区公式ホームページ等を通じて、これらの販売情報の周知を図ってきた。

また、杉並産農産物の地産地消に向けた取組を推進するため、生産者や農業委員等をメンバーとする地産地消推進連絡会を開催している。連絡会の提案により区内農業情報誌「杉並農人」を発行しており、農業者の活動内容や想い、地域とのつながりなどを紹介することで、杉並産農産物の価値向上や消費促進に取り組んでいる。

さらに、平成 20 年度（2008 年度）から杉並産農産物を区内小中学校等の学校給食に使用する「地元野菜デー」や農家による訪問授業を実施している。学校給食における「地元野菜デー」は、一部の地域で実施していたが、令和 5 年度（2023 年度）からは全区立学校に拡充して年 2 回実施している。令和 8 年度（2026 年度）からは、学校給食への利用拡大に向けた配送等の新たな仕組みを本格導入し、地産地消の推進に取り組んでいる。

〇農業と福祉の連携（農福連携）に関する取組

都市農地の保全と都市農地が持つ多面的な機能を福祉分野において効果的に活用していくため、区は、平成 31 年度（2019 年度）に 23 区で初となる農福連携農園（愛称：すぎのこ農園）を開設し、区民ボランティアによる農作物の栽培や障害者施設等への区画の貸出などにより、高齢者・障害者等のいきがい創出や健康増進などにつながる取組を実施している。

農福連携農園では、障害者施設や子ども食堂への食材提供を行うとともに、学校生活への参加や登校に課題を抱える区内児童・生徒や高齢者グループホーム利用者によ

る農業体験、就労支援センターが実施する就労に向けた事業所プログラムの場として活用するなど、農園を活用した区民・地域との連携事業が行われている。

〇都市農業への理解を深める取組

区民意識調査によると、区内の農地について、「貴重な緑地として保全してほしい」（68.9%）や「新鮮な農作物が食べられるので保全してほしい」（50.1%）など、保全を希望する区民の割合に比べて、「農地を他の用途に転用してもかまわない」とする区民の割合は 4.6%と低くなっている。また、「農業公園・体験農園・区民農園など農業を身近に学び楽しめる場を増やしてほしい」と思う区民の割合は 42.1%となっており、農業体験への関心が高くなっている。

区では、区民農園・農業公園等の運営や収穫体験を実施しており、令和 5 年（2023 年）10 月に井草区民農園で 173 区画、令和 9 年（2027 年）1 月には成田西第二区民農園で 65 区画の区民農園の貸付を新たに開始したほか、上井草二丁目団体利用農園では小学校の農業体験の場を拡充して収穫体験を実施するなど、区民が農にふれあう場と機会を拡充してきた。

また、杉並区農業ボランティアバンク制度により、講座修了者をボランティアとして登録し、区内農家とマッチングする取組も行っており、農業ボランティアは令和 6 年（2024 年）4 月時点で 54 名、令和 8 年（2026 年）4 月時点で 89 名と年々増加している。

さらに、「農業祭」や即売会などの開催により、杉並農業の魅力を広くＰＲし、区民に都市農業への理解促進を図っている。

≪今後の課題・意見≫

※案として概要を箇条書きで記載しています

（ “課題や現状分析”については〇印、“意見や提言”については●印をつけています ）

【１】都市農地の保全と都市農業の担い手の支援

〇-1　農家数や農地面積の減少が続く中、都市農地の保全に向けて担い手の確保と農業経営基盤の強化が重要な課題となっている。

●-1　杉並区の都市農地の保全に関する基本的な考え方と活用の方向性を示す方針を定め、都市農地の保全に向けて積極的に取り組んでいくことが望ましい。

●-2　「令和 7 年度　農業経営実態調査」（以下、「農業実態調査」という。）によると、区内農業は家族を中心とした少人数で行われており、農業経営上の課題としては、「自身もしくは家族の健康・体力・年齢」をあげる農業者が 6 割を超えている。農業ボランティアの活用や事業承継支援、デジタル技術の活用など、多様な視点から農業経営を支援していくことが必要と考える。

【２】農とのふれあいの場の拡充

○-1　区民意識調査によると、農にふれあう機会への参加について、「杉並産農産物や花の購入」や「杉並産農産物を使ったレストランの利用」に今後取り組んでみたいとする割合が 3 割以上となっており、地産地消への潜在的な関心や需要がうかがえる。

●-1　農業実態調査によると、5 割弱の農家が何らかの地域との交流事業を実施している。区民意識調査では、農とふれあう機会に関心を寄せる区民が多いことから、その機会をさらに充実させるため、農家が実施する地域交流事業を支援するとともに、農業公園や区民農園等を活用した体験機会の拡充や情報発信に取り組んでいくことが必要と考える。

●-2　都市農業への理解促進と地産地消の推進に向けて、農業者の想いや農産物の魅力を発信するとともに、商店街や飲食店との連携など新たな取組を進めていくことが望まれる。

【３】都市農地の持つ多面的機能の発揮

○-1　都市農地は、新鮮な農産物の供給という役割のほか、災害時の防災空間、環境保全、良好な景観の形成、農業体験・学習や交流の場など多面的な機能を有している。

○-2　農福連携をはじめとする農にふれあう機会の更なる充実を図ることが必要である。

●-1　都市農地の価値を区民にわかりやすく発信し、区民・事業者・地域団体等多様な主体との連携を通じて、地域全体で都市農業を支える機運を醸成していくことが必要である。

４　横断的に取り組むべき事項

○地域経済の好循環の促進

区民生活を支え、地域のにぎわいや活力を創出する区内産業の持続的な発展を図るためには、人材、産業、歴史・文化、地域コミュニティなどの地域資源を有効に活用し、地域内での生産、消費、雇用等の拡大を通じて、地域経済の好循環を促進していくことが重要である。

その具体的な方策としては、区内事業者への支援・育成のほか、地域内消費の促進や区内での就労への支援など、多方面にわたる取組を総合的かつ効果的に実施する必要がある。また、商業、観光、農業などの産業分野にとどまらず、福祉、子育て、教育、環境、地域活動といった生活に関わる様々な分野との連携を進め、地域課題の解決と産業振興を一体的に推進していく視点が求められる。

地域に存在する多様なニーズや課題を新たな仕事やサービスの創出につなげることで、区民生活の質の向上と地域経済の活性化の両立を図ることが期待される。

こうした取組を進めるに当たっては、産業構造や地域ごとの特性を踏まえながら、多様な主体が連携・協働し、それぞれの強みを生かした取組を展開していくことが重要であり、区においては、地域経済の好循環の実現に向け、既存の分野や組織の枠を超えた横断的な施策の推進を図ることが望まれる。

５　計画の推進に向けて

（1）事業者・産業団体・区、その他多様な主体との連携

事業者、産業団体及び区は、これまで「杉並区産業振興基本条例」に定められた理念とそれぞれの責務を踏まえ、相互に連携・協力しながら、区内産業の振興に取り組んできた。今後も、区内産業や地域の魅力の発信、区内消費の拡大、地域経済の活性化に向けて、それぞれの強みやネットワークを生かした取組を推進することが重要である。

さらには、社会経済状況が変化する中、区内産業が持続的に発展していくためには産業分野の枠組みを越えた「多様な主体との連携」という視点を持ち、地域の特性や事業者の意欲、多様な人の力を生かし、産業振興にとどまらず、地域課題の解決や持続可能な地域社会の形成にも資する取組を通じて地域経済の循環を促進していくことが望まれる。

（2）計画の進行管理

改定後の計画を着実に推進していくためには、目標達成に向けた事業の実施状況を定期的に点検・評価し、その内容や成果を踏まえ、適切な見直しを継続的に行う必要がある。そのため、杉並区産業振興審議会において定期的に計画の進捗状況等を点検・評価するとともに、区内産業団体の意見を聴取しながら、計画の推進を図ることが適当である。